



謹賀新年

今年もよろしくお祈りします



所得税の申告

この年のお正月は、日本列島を厳しい寒波が襲来し、日本海側等で記録的な大雪となりました。

さて、私共は、今年のテーマに「創造性」を掲げて、仕事を取り組んで参ります。

近年、コンピュータとインターネットによって、情報のスピードは益々速くなり、且つ多種多様で大量になっております。この情報の進化によって、仕事の在り様までも大きく変え、これに利用が遅れたり、誤ると落伍するほどの事態です。

しかし、コンピュータに繋がっていると、仕事を行っているとは錯覚したり、ワープロで綺麗な文書が良いと思ったりしていませんか。

仕事の過程で作成する、手書きの文書にこそ価値があるものもあります。例えば、決算で棚卸を実施する時の棚卸原票、現金の残高をカウントする時の金種表等は、ワープロの文書を見ると、下書きのメモから入力したと思われ、書き直したものではありません。

私共でも、コンピュータに振り回されるな、コンピュータは仕事を行うための道具であると叫んでいるところです。

仕事とは、頭の体操、各自が考え、人と人との対話によって行うものではないでしょうか。

コンピュータ全能・絶対の流れに危惧するものであります。

(担当：北川 均)

今年の個人確定申告は平成 27 年 2 月 16 日 (月) から 3 月 16 日 (月) となります。

個人確定申告は平成 26 年 1 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日までの 1 年間に得た収入より所得と、所得に課せられる税金（所得税及び復興特別所得税）を計算します。そしてお住まいの住所の管轄である税務署に提出することを行います。この申告書は合わせてお住まいの市区町村の住民税の確定申告も兼ねております。

【 確定申告による納付と還付 】

確定申告には大きく分けて 2 種類あります。

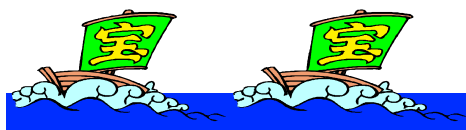
一つは、申告により所得を確定させて税金を納付する確定申告です。

もう一つは、本来申告は不要であります。が、申告することにより納めすぎた税金を取り戻す還付申告があります。

【 確定申告をしなければならない人 】

確定申告をしなければならない方は以下のような方々です。

- ① 個人で事業を営んでいる方、不動産の賃貸収入がある方です。この方たちは1年間の収支計算を行ってから所得税の確定申告と併せて消費税の確定申告も行います。なお、消費税の申告期限は3月31日（火）ですが、消費税が確定しないと所得税も確定しないため通常は合わせて申告を行います。
- ② 不動産や貴金属類等を売却して収入を得た方、副業で収入を得た方、満期保険金の収入があった方、年金収入の多い方、配当金収入のある方、平成26年中に何か臨時の収入を得た方が対象となります。また、給与所得でも2カ所以上から給料収入を得ている方や平成26年中に勤め先を退職し年末調整を行っていない場合も確定申告が必要となります。
- ③ 上場株式の譲渡収入や譲渡損失、株式の配当金を得ている方については、証券会社が1年間の取引について年間取引報告書を作成し、税金の計算をしてくれていますが、この時期に他の所得と合わせて確定申告をした方がよい場合とは別にして、申告しないで済む方がよい場合があります。申告したことにより配偶者にも影響を与えることも考えられます。これらの株式譲渡所得や配当所得については計算が複数考えられるため慎重に申告の有無を検討したいところです。



【 確定申告をすると得する人 】

還付申告になる場合は年明けから行うことが出来ます。また、還付申告については申告書を提出できる日から5年間、申告（還付の請求）が出来ます。

還付申告になる方の例としては下記等です。

- ・給与所得者で平成26年中に住宅ローンを組みマイホームを購入した方（住宅借入金等特別税額控除）。
- ・1年間の世帯の医療費が多かった方（医療費控除）。
- ・特定の団体に寄付をしたり、ふるさと納税をしたりした方（寄附金控除）。
- ・自然災害や火災、盗難、横領などの被害にあった方（雑損控除）

これらに該当する方はたとえ給与所得があった場合でも年末調整では控除をしておきませんので、確定申告し、還付する手続きを取ってください。

還付申告の注意点としては、元々、確定申告前に源泉徴収税額のある所得金額があった方です。納めていない税金は戻ってくることはありません。また、課税所得を減らしてくれる所得控除にはそれぞれ足切り金額があります。支払った金額すべてが控除の対象とはなりません。少額の支出では医療費控除や寄附金控除、雑損控除を受けられないケースもあります。

税額控除や所得控除をする際は必ず要件に満たしていることの証明が必要です。それぞれ控除を受ける際は要求された書類をご面倒でも揃えていただくこととなります。

なお、還付申告はご自身にとってやれば得する話であり、申告する義務はありません。

【 所得税の計算 】

所得税は本人の事業、労働の対価、所有している資産に対する儲けが対象となります。

- ① 所得税は申告者本人の個人事業収入、労働の提供による対価、本人が所有している資産の売却や貸付により得た収入等、収入を得るための手段の違いにより性質を 10 種類の所得に分けるところから始めます。
- ② それぞれ所得ごとに、その収入金額に対し、その収入を得るために支出した経費等を差引いてもうけである所得金額を算出します。
- ③ 異なる所得の儲けと損失を通算して今年の所得金額を計算します。
- ④ 個人は収入を得るための経費や支出以外にも生活に必要な支出もあります。社会保険料や生命保険料、医療費などがこれに当たります。また世帯主であれば配偶者や子、父母など扶養していますからそういった家庭の事情も考慮して人的控除として所得控除額に加算されます。
- ⑤ ③所得金額から④所得控除額を控除した金額を計算します。
- ⑥ ⑤対して所得税率を乗じて算出された金額を納付することになります。



贈与税の申告

贈与税の申告については平成 27 年 2 月 2 日 (月) から平成 27 年 3 月 16 日 (月) が申告期限となります。

贈与税は無償で他の者から譲り受けた場合に贈与された人が贈与税の対象となります。

- ① 贈与税はまず贈与された金額を資産ごとに評価します。
- ② ①の評価された金額から贈与控除額 (一定額) を引きます。
- ③ ②に対して贈与税率を乗じて算出された金額を納付することになります。

(担当:山本 修)

川島事務所のモットー

事務所のモットーは、創業者であります故川島勲先生が作成したものであります。激動の時代に、先生開業の原点に立ち帰って、役職員一同は一層の研鑽を重ねて業務を邁進致します。

1. 自主独立

権勢に屈せず、利害に惑わず、情実におぼれず、自由職業人たるの誇りをもって世の中に処そう。

2. 創造性

積極的な創造性を！！
そして常に新機軸ありと叫ぼう！！

3. 責任

常に社会に対する責任を自覚し、同業者、後進に対する責任を想い、この仕事をよりよく拡充しよう。

4. 感謝報恩

常に社会の恩恵を想い、これに感謝すると共に奉仕の精神を忘れずに！！

5. 自己啓発

常に知性をみがき、品性を高め、社会の信頼にこたえよう。